

## 平成20年度第3回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 平成21年2月18日(水) 14:00～15:30

2 場 所 市庁舎3階応接会議室

3 出席者

(委員) 白石 忍      芝 孝子      堀江 博義      岡本 美登里  
大野 高溥      山内 保生      藺田 弘  
伊藤 謙司      村上 悦夫      岩本 和強      丹 絹子  
徳永 雅幸      今井 基博

(市) 石川副市長      神野福祉部長      渡部国保課長  
山地主幹      石川係長      藤縄係長

4 欠席者 井石安比古

5 開会

6 議事録署名人の選出

議事に先立ち、議事録署名人に被保険者代表の岡本委員及び保険医師代表の山内委員を全委員一致で選任した。

7 議題

- (1)平成20年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算案について
- (2)平成20年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
- (3)諮問事項について
- (4)平成21年度国民健康保険事業特別会計当初予算案について
- (5)その他特定健康診査・特定保健指導の実施結果について

8 傍聴人 なし

9 議事録

※議長は規定により村上会長

(議長)

それでは、1号議案「平成20年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算案について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第1号議案について説明

(議長)

ただいま、3月補正予算案について説明がありましたが、質疑はありませんか。

(岩本委員)

特定健康診査費が減額されていますが、当初の目標の受診率と実際の受診率はいくらだったのですか。

(事務局)

当初の目標の受診率は50%としておりました。平成24年度の最終目標率が65%でありまして、達成可能な低めの目標を設定することもできましたが、担当職員の意欲を高めるためにも高めの目標を設定しました。しかし、実際に健康診査を実施しますと、対象者への周知が十分に徹底できなかつたこともあり、思いのほか率が伸びず、1月28日現在で対象者数20,950人、受診者数4,731人、受診率22.6%で、最終的には25%になり、当初目標の半分くらいの見込みです。

(岩本委員)

途中で目標率を30%に変えたというようなことを聞いたのですが、そのようなことはないのですか。

(事務局)

実施計画で20年度の目標率を50%としまして、結果として25%になりましたが、実施計画の目標率は変更していません。

(議長)

ほかにありませんか。ないようですので、以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

(議長)

ないようですので、以上で討論を終わります。

それでは、1号議案「平成20年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算案について」を、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。承認される方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長)

はい、ありがとうございました。1号議案につきましては、原案どおり承認することに決しました。

続きまして、2号議案「平成20年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第2号議案について説明

(議長)

ただいま、平成20年度決算見込みについて説明がありましたが、質疑はありませんか。

(堀江委員)

決算見込みの予算現額は2月6日現在のもの、決算見込みは会計年度の3月までの見込み額という解釈でよろしいのでしょうか。

(事務局)

予算現額は12月補正後の予算となっています。決算見込みにつきましては、3月末までの金額を見込んだものとなっています。

(堀江委員)

国庫支出金の特定健康診査等負担金の予算現額と決算見込額と県支出金の特定健康診査等負担金の予算現額と決算見込額が同額になっていますが、このふたつはどう違うのか、それと決算見込額が予算減額の半分以下になっているのはどうしてか、理由を教えてください。

(事務局)

特定健康診査等の事業の財源は国が3分の1、県が3分の1と決められておりますので、同額となります。決算見込額が予算現額の半分以下になっているのは、実施率が当初の目標を大きく下回ったことによるものです。

(堀江委員)

国庫支出金の特定健康診査等負担金で882万円の減額、県支出金の特定健康診査等負担金も882万円の減額で、合わせて1764万円の減額になるのですか。

(事務局)

お見込みのとおりです。

(堀江委員)

それと国庫支出金の特定健康診査等負担金の予算現額と決算見込額と県支出金の特定健康診査等負担金の予算現額と決算見込額が一桁まで同額なら、項目が一ついらないのではと思うのですが。

(事務局)

予算計上の方法についてですが、国費と県費は分けて計上するように全国一律に決められていますので、分けて計上しています。

(今井委員)

私どもの1500の健保組合の8割が赤字という中で、決算見込みが黒字というのは素晴らしいことだと思います。一般の医療滞納分の保険料収納が3800万円ほど多くなっていますが、どのような対策をされたのでしょうか。

(事務局)

とくに例年と大きく変わったことはしていませんが、14人の徴収員の地道な努力のほか、職員が電話催告をしたり、徴収特別強化月間を設け、夜間に滞納者宅を回ったりした結果が、数字に表れているのではないかと思います。

(事務局)

決算見込みが黒字だとお褒めの言葉をいただきましたが、これは前年度繰越金が5億5,000万円あったため、単年度収支は2,000万円弱の赤字になります。19年度も単年度では2億5,000万円ほどの赤字でした。

(今井委員)

後ろのほうに繰越金の推移というページがありますが、5億5,530万円の繰越があるので、保険料率を上げなくてもやっていけるということですね。

(事務局)

21年度においては、現行の保険料率で運営できるということで、諮問させていただいています。ただし、保険給付費は毎年数億円ずつ伸びており、21年度には繰越金が計上できなくなることも予想され、22年度には保険料率のアップという諮問をさせていただかなければならないかもしれません。

(議長)

ほかにありませんか。ないようですので、以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

(議長)

ないようですので、以上で討論を終わります。  
それでは、2号議案「平成20年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」につきまして、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。承認される方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長)

はい、ありがとうございました。2号議案につきましては、原案どおり承認することに決しました。  
続きまして、3号議案「諮問事項について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第3号議案について説明

(議長)

ただいま諮問の説明がありましたが、質疑はありませんか。

(質疑なし)

(議長)

ないようですので、質疑を終わります。  
ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

(議長)

ないようですので、以上で討論を終わります。  
それでは、3号議案「諮問事項について」につきまして、原案のとおり承認し答申してよろしいでしょうか。承認される方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長)

はい、ありがとうございました。3号議案につきましては、原案どおり承認し答申することに決しました。  
続きまして、4号議案「平成21年度国民健康保険事業特別会計当初予算案について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第4号議案について説明

(議長)

ただいま、平成21年度当初予算案について説明がありましたが、質疑はありませんか。

(伊藤委員)

総務費は、主に職員の給与費用などですか。

(事務局)

はい、総務費は、一般職員の給料のほか、臨時職員の賃金や非常勤職員の報酬、旅費、通信運搬費、データ作成等委託料、徴収費、国保連合会負担金、国保運営協議会費、医療費適正化事業の費用などです。

(今井委員)

21年度は被保険者数も保険料調定額も減るの予想なのに、療養給付費の一般被保険者

分を72億8,000万円と20年度の決算見込額より4億円も伸ばす必要があるのですか。

(事務局)

療養給付費の一般被保険者分の21年度の当初予算額と20年度の決算見込額との違いにつきましては、過去の数年間の医療費の伸び率から算出しておりまして、20年度は当初予算を実際の給付費が大幅に上回ったため、21年度は大目に見積もっています。

(運営協議会では説明しなかったが、20年度は平成20年4月から平成21年2月までに診療した11か月間の費用ですが、平成21年度は、平成21年3月から平成22年2月までに診療した12か月間の費用で、1か月分多くなっています。)

(今井委員)

多めに見積もるのは堅実でいいですが、ここまで医療費が伸びないように努力をお願いします。

(事務局)

医療費は毎年数%ずつ伸びていますが、それを保険料に反映させないように予備費を3億円から1億円にし、2億円を医療費に回すなどして、21年度は保険料率を据え置くことができました。また、医療費の伸びをいかにして抑えるかは大変大きな命題でして、20年度から実施しました特定健康診査、保健指導のほか、頻回受診、重複受診の方宅を訪問して、意識改革を図るほか、ジェネリック医薬品の推進を図るなど、医療費の適正化に努めています。

(今井委員)

平成22年度は保険料を上げざるを得ないとお話でしたが、保険料を上げる前提としては、審査支払手数料の3千万円とか間接的に係る経費を節減したうえでないとなかなか認められないのではないかと思います。削減は無理なのでしょうか。

(事務局)

審査支払手数料は、国保連合会でレセプトを審査する手数料で、愛媛県のすべての市町は1件当たり同額の手数を支払う義務的経費となっております。削減の対象にはなりません。保険料を上げる前提としての自助努力は大変重要と考えておりまして、今井委員さんご指摘のように歳出を抑えることも大きな目標ですが、もうひとつは歳入をいかに確保するかということで、我々の努力が及ぶものとしては、保険料の徴収率のアップ、徴収体制の強化がありますが、21年度は新たな取り組みとして滞納処分、差し押さえ等を積極的に行っていきたいと考えています。

(今井委員)

特定健康診査を予算どおり実施していただきたいのですが、21年度予算どおり執行できる対策はありますか。

(事務局)

20年度は初めての事業ということもあり、さまざまなトラブルがありましたが、21年度はこれらの諸問題を是正し、実施したいと考えています。集団健診では別子山を除く17校区で公民館等で1回ずつ実施します。実施する前には、各自治会に対しチラシやポスターを配布するなど周知啓発活動に努めます。また、対象者には受診勧奨を行います。

(事務局)

ほかには、受診券の字を大きくし見やすくしたり、ポスターを作成し啓発に努めます。

(白石委員)

昨年までの基本健康診査と比べて、受診率はどのようになっていますか。

(事務局)

昨年度の基本健康診査の国保被保険者の受診率は22%でしたので、受診率はアップしています。

(議長)

ほかにありますか。ないようですので、以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

(議長)

ないようですので、以上で討論を終わります。  
それでは、4号議案「平成21年度国民健康保険事業特別会計当初予算案について」につきまして、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。承認される方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長)

はい、ありがとうございました。4号議案につきましては、原案どおり承認することに決しました。



(議 長)

その他として、何かございませんか。

(堀江委員)

1年以上滞納している世帯には資格者証を交付することになっていますが、子供に対しては短期の保険証を交付するようになったと聞きましたが、どのようになっていますか。

(事務局)

12月議会で答弁しましたとおり、本市では中学生以下の子供に短期保険証を交付することになりました。また、国の法改正により、16歳以上の被保険者につきましても、21年度から緊急避難的措置として、世帯主が申請した場合については、短期の保険証を交付することになりました。

次回の会議の開催については、9月下旬ごろを予定しています。議題は、20年度決算と22年度の保険料率などになるかと思えます。

(議長)

他にありませんか。ないようですので、以上をもちまして、運営協議会を終了いたします。委員の皆様には長時間、誠にありがとうございました。

以上のとおり会議の顛末を記録し、相違ないことを証明し、押印します。

平成21年2月18日

被保険者代表委員 岡本美登里 ㊟

保険医代表委員 山内保生 ㊟